

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う

金融庁関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

目次

一	損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）	1
二	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	5
三	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	8

改正案

（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三、第二十七条並びに第四十八条第二項を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項第三号	会社	損害保険料率算出団体（損害保険料率算
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

現行

（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

<p>第二項 第四十八條第</p>		<p>第十二條の二 第五項</p>	
<p>支店 会社成立</p>	<p>営業所の</p>	<p>商号の登記に</p>	<p>は、 の条において同じ。</p>
<p>損害保険料率算出団</p>	<p>従たる事務所 たる事務所の 営業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の</p>	<p>商号又は名称の登記に</p>	<p>主たる事務所 商号又は名称と 名称が 名称の登記は</p>
<p>ては、本店）</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>営業所（会社にあつては、本店）</p>	<p>出団体に関する法律 第二條第一項第三号 に規定する損害保険料率算出団体をいう。 （以下同じ。）</p>

2| 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商

業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				体成立	
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第十七条第三項	会社	損害保険料率算出団体			
第二十四条第一号	支店 営業所	従たる事務所 事務所			
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称			
第四十八条第一項	本店 支店 支店	主たる事務所 従たる事務所 従たる事務所			
第四十八条第二項	会社法第九百三十条 第二項各号	損害保険料率算出団体に関する法律第二			

(新設)

第五十一条第一項	第五十条第四項	第五十条第三項	第五十条第二項	第四十九條第三項及び第五十條第一項	第四十九條第一項	第十三條第二項各号
本店	支店	会社 本店	支店 本店	本店 支店	会社 本店	会社成立
主たる事務所	従たる事務所	損害保険料率算出団体	主たる事務所	従たる事務所	主たる事務所	損害保険料率算出団体成立

二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え） 第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える商業登記法の規定 第十二条の二第五項 第十七条第三項	読み替えられる字句 営業所（会社に あつては、本店） 一	読み替える字句 主たる事務所	読み替える商業登記法の規定 第二十四条第十 二号及び第十三 号
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え） 第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える商業登記法の規定 （新設） 第十七条第三項	読み替えられる字句 （新設）	読み替える字句 （新設）	読み替える商業登記法の規定 第二十四条第十 三号及び第十四 号
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二十七条		商号	名称
営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。） 営業所の		主たる事務所	主たる事務所の

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社に あつては、本店	主たる事務所
第十七条第三項	(略)	(略)

第二十七条		商号の登記	金融商品会員制法人の 名称の登記
その商号 営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。）		その名称	主たる事務所

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
第十七条第三項	(略)	(略)

第二十七條		第二十四條第十 二號及び第十三 號	商号	商号
営業所の おいて同じ。)	営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。)	主たる事務所	名称	名称
主たる事務所の				

第二十七條		第二十四條第十 三號及び第十四 號	商号	商号
おいて同じ。)	営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。)	その商号	商号の登記	名称
主たる事務所	その名称	登記	自主規制法人の名称の 登記	名称



三 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案

読み替える会社法の規定		第八百三十五 条第一項		本店	読み替えられる字句	読み替える字句	
		第八百三十六 条第一項					
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)				
		(略)	(略)				

（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）  
 第五条の七 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

読み替える会社法の規定		(新設)		(新設)	読み替えられる字句	読み替える字句	
		第八百三十六 条第一項					
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)				
		(略)	(略)				

（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）  
 第五条の七 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の  
読替え)

第十条の二 (削る)

法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について  
商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用す  
る場合においては、同法(第十二条の二第五項、第二十七条、  
第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三條  
までを除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本  
店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従  
たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替え  
るほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ

(相互会社に関する登記について準用する会社法等の規定の読  
替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記  
について会社法第九百八条第一項、第九百九条及び第九百十條  
の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百八条第 一項、第九百 九条及び第九 百十條	この法律	保険業法

2 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について  
商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用す  
る場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の  
規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす  
る。



(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第十七条第三項	第十五条において準用する第二十四条第一号	第十五条において準用する第二十四条第十三号から第十五号まで	第十五条において準用する第四十八条第二項	第十五条において準用する第二十四條各号	第十五条において準用する第七十八條第三項	(削る)
営業所	商号		会社法第九百三十條第二項各号	本店		(削る)
事務所	名称		保険業法第六十四條第三項において準用する会社法第九百三十條第二項各号	本店又は主たる事務所	第二十四條各号(保険業法第六十七條において準用する場合を含む。)	(削る)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

項第一号	第十七条第二	二項	第八十三条第	第十五条にお	いて準用する	第八十三条第	一項	第十五条にお	いて準用する	第八十三条第	三項	第十五条にお	いて準用する	第八十二条第	二項	
本店	商号		本店			第二十四条各号		本店			第八十条又は前条		本店	前項		
主たる事務所	名称		所 本店又は主たる事務		所 本店又は主たる事務	第二十四条各号(保	険業法第六十七条に	所 本店又は主たる事務	条	所 本店又は主たる事務	第三項において準用	する第八十条又は前	所 本店又は主たる事務	所 本店又は主たる事務	第三項において準用	する前項

(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第二項	第三百三十八條	第一項	第三百三十八條	(略)	第四十四條第二項第二号	(略)	第二十五條第三項	第十五号まで	第十三号から第十三号まで	第二十四條第一号	第二十一條第一項	第十七條第三項及び第二十条第三項
支店	支店	支店	本店	(略)	營業所	(略)	本店		商号	營業所	商号	支店
従たる事務所	従たる事務所	従たる事務所	主たる事務所	(略)	事務所	(略)	主たる事務所		名称	事務所	名称	従たる事務所

2 |

法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について  
 商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条におい  
 て準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり  
 とする。

読み替える商 業登記法の規 定	読み替えられる字句		読み替える字句	
	会社	相互会社	支店	従たる事務所
第十七条第三 項	支店	従たる事務所	支店	従たる事務所
第二十四条第 一 号	営業所	事務所	支店	従たる事務所
第二十四条第 十二号及び第 十三号	商号	名称	本店	主たる事務所
第四十八条第 一 項	支店	従たる事務所	支店	従たる事務所
第四十八条第 二 項	会社法第九百三十条 第二項各号	保険業法第六十四条 第三項において準用	支店	従たる事務所

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

(新設)

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

第三項	第七十八條第一項	第七十八條第一項	第五十一條第一項	第五十條第四項	第五十條第三項	第五十條第二項	第五十條第一項	第四十九條第三項及び第五十條第一項	第四十九條第一項				
	第二十四條各号	持分会社	本店	支店	会社	本店	支店	本店	支店	会社	本店	会社成立	
険業法第六十七條に	第二十四條各号（保	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	主たる事務所	従たる事務所	相互会社	主たる事務所	相互会社成立	する会社法第九百三十條第二項各号



	第八十二条第 二項		第八十二条第 三項		第八十三条第 一項		
	本店	前項	本店	第一項	第八十条又は前条	本店	第二十四条各号
<p>において準用する場合を含む。)</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>	<p>保険業法第七十条第三項において準用する前項</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>	<p>保険業法第七十条第三項において準用する第一項</p>	<p>同条第三項において準用する第八十条又は前条</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>	<p>第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）</p>

第八十三条第 二項	本店	本店又は主たる事務 所
第三百三十四条 第一項第一号	第五号	第五号（これらの規 定を保険業法第六十 七条において準用す る場合を含む。）

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）  
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総  
 代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項  
 から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれ  
 らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条の 二第一項	定款	第七十七条第一項の 決議
第七十四条第 一項及び第二 項	相互会社 保険契約者	組織変更をする株式 会社 総代

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）  
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総  
 代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項  
 から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれ  
 らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条の 二第一項	定款	第七十七条第一項の 決議
第七十四条第 一項	保険契約者は	総代は

読み替える会	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)
						第七十四条第 三項	これらの規定	これらの規定(同法 第七十五条第三項及 び第四項、第七十六 条第五項、第七十八 条並びに第八十一条 第三項を除く。)
						前項」と、同法第七 十四条第六項中「本 店」とあるのは「主 たる事務所」と、同 条第七項中「株主」 とあるのは「社員	前項	

2 (略)

3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	第七十四条第 二項	保険契約者の	総代の
						第七十四条第 三項	これらの規定	これらの規定(同法 第七十五条第三項及 び第四項、第七十六 条第五項、第七十八 条並びに第八十一条 第三項を除く。)

2 (略)

3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

社法の規定	(略)	第七十五条第三項
	(略)	発起人は  所 発起人が定めた場
	(略)	組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条並びに第八十一条第二項及び第三項において同じ。）。次条第四項及び第五項において同じ。）は  組織変更をする株式会社の本店（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社の主たる事務所。同条第四項において同じ

社法の規定	(略)	第七十五条第三項
	(略)	発起人は  所 発起人が定めた場
	(略)	組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。）。次条第四項において同じ。）は

第八十一条第		第七十五条第 四項	
設立時株主（株式会	(略)	発起人が定めた時 間	(略)
保険契約者及び債権	(略)	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後にあつては 、組織変更後相互会 社の事業時間。同項 において同じ。）	。)
第八十一条第 二項	(略)	株式会社の成立後に あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	(略)
		組織変更後にあつて は、組織変更後相互 会社	(略)

第八十一条第		第七十五条第 四項	
設立時株主（株式会	(略)	発起人が定めた時 間	(略)
保険契約者及び債権	(略)	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後にあつては 、組織変更後相互会 社の事業時間。次条 第五項において同じ 。）	。)
第八十一条第 二項	(略)	株式会社の成立後に あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	(略)
		組織変更後にあつて は、組織変更後相互 会社（保険業法第六 十九条第四項第一号 に規定する組織変更 後相互会社をいう。 以下この条において 同じ。）	(略)

三項	社の成立後にあつては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	発起人が定めた時間（株式会社の成立後にあつては、その営業時間。同項において同じ。）	組織変更をする株式会社（組織変更後）の営業時間（組織変更後）相互会社（組織変更後）の社員及び債権者	者（組織変更後）にあつては、組織変更後相互会社の社員及び債権者	第八百三十一	定款	保険業法第七十七条	第一項の決議	第八百三十一	定款	保険業法第七十七条	第一項の決議	第八百三十一	条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)
					号及び第二号	同項												

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え)

第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変

三項	社の成立後にあつては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	発起人が定めた時間（株式会社の成立後にあつては、その営業時間。同項において同じ。）	組織変更をする株式会社（組織変更後）の営業時間（組織変更後）相互会社（組織変更後）の社員及び債権者	者（組織変更後）にあつては、組織変更後相互会社の社員及び債権者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)	(新設)											

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え)

第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変

更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)		読み替える字句
	(略)	(略)	
読み替える商業登記法の規定	(略)	(略)	読み替える字句
	同条第三項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十九条第三項	

2 (略)

3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替

更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)		読み替える字句
	(略)	(略)	
読み替える商業登記法の規定	(略)	(略)	読み替える字句

2 (略)

3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替

(略)	第九十条第七号		(略)	読み替える商業登記法の規定	えは、次の表のとおりとする。		
	同条第三項	株式会社				(略)	読み替えられる字句
		会社法第八十条第二項					組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
(略)	準用する会社法第八十条第二項 保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第三項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項	(略)				

(略)	第九十条第七号		(略)	読み替える商業登記法の規定	えは、次の表のとおりとする。		
	同条第三項	株式会社				(略)	読み替えられる字句
		会社法第八十条第二項					組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
(略)	準用する会社法第八十条第二項 保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第三項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項	(略)				



				<p>(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
(略)	(削る)	(削る)	第八十二条第二項から第四項まで	(略)	読み替える商業登記法の規定
(略)	(削る)	(削る)	本店	(略)	読み替えられる字句
(略)	(削る)	(削る)	本店又は主たる事務所	(略)	読み替える字句

				<p>(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	第八十二条第二項及び第三項	(略)	読み替える商業登記法の規定
(略)	本店	第二項	本店	(略)	読み替えられる字句
(略)	本店又は主たる事務所	第二項(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所	(略)	読み替える字句

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百六十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法(第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七号、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条第二項第二号、第五十一条第一項、第二百二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百三十条第一項を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所(会社にあつては、本店)	日本における主たる店舗
(削る)	(削る)	(削る)

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百六十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条の三	営業所	事務所
第十二条第一	会社更生法(平成十	金融機関等の更生手

(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	

項 第十五条にお いて準用する 第二十四条第 一号	項 第十四条第百五十四 号	項 続の特例等に関する 法律（平成八年法律 第九十五号）
第十五条にお いて準用する 第二十四条第 十三号から第 十五号まで	営業所	事務所
第十七条第二 項第一号	商号 商号及び本店並びに 代表者の氏名又は名 称及び住所（当該代 表者が法人である場 合にあつては、その 職務を行うべき者の 氏名及び住所を含む 。）	名称 名称及び日本におけ る主たる店舗（保険 業法第百八十七条第 一項第四号に規定す る日本における主た る店舗をいう。以下 同じ。）並びに日本 における代表者の氏 名及び住所

					第二十七条	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	営業所の	商号の登記に	一 の条において同じ。	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。	商号と 商号が 商号の登記は	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	たる事務所の	に 商号又は名称の登記		店舗 日本における主たる	名称の登記は 名称が 商号又は名称と	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	営業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の								

					第二十七条	第二十一条第一項	第二十四条第一号	第二十四条第十三号から第十五号まで	第二十五条第三項
	営業所の	営業所	一 の条において同じ。	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。	商号	商号	商号	本店	商号
	店舗の	日本における主たる		店舗 日本における主たる	商号又は名称	名称	事務所	店舗 日本における主たる	名称



一 項 第 五 十 一 条 第 十 三 号	第 二 十 四 条 第 十 二 号 及 び 第 十 三 号	一 号
本 店	商 号	
店 舗 日 本 に お け る 主 た る	名 称	